庁 〒025-8601 花城町9-30

2324-2111 FAX24-0259

# お知らせ

# ■育苗などで大量の水道水を 使用する皆さんへ

下水道使用料は上水道の使用水 量などを基に計算しています。

育苗などで短期間、下水道施設 に流れない水道水を大量に使用す るときは、申告により減額できる 場合があります。使用月の翌月7 日までに汚水量申告書により申告 してください。申告書には毎月の 検針のお知らせに掲載されている 使用水量を基に、下水道施設へ流 した水量・流さない水量、その算出 根拠を記載してください。

※水量の目安:1立方気=蛇口を 全開にして1時間流した水量

浄化槽を使用している場合は、 下水道使用料が定額のため申告対 象外となります。

日頃から下水道施設に流れない 水道水を使用している場合、メー ター(個人設置)で水量を把握する ことで減額になります。

【問い合わせ・申請】▲下水道課 (☎内線552)、園建設係(點☎内線 

## ■婦人相談·女性弁護士相談 (花巻市委託事業)

女性が抱えるさまざまな悩みや 心配事をお聞きします。

### ①婦人相談

【日時】毎日(祝日・年末年始を除 く)、午前10時~午後3時

【対応者】花巻ママハウスの女性相談員 ※ご利用前に下記へご連絡ください ②女性弁護士相談

【日時】毎月第3月曜日、午後1時 30分~3時30分

【対応者】専門の女性弁護士 ※相談は30分。事前の予約が必要です ①②共通

【会場】花巻ママハウス(上小舟渡 272-1 伊藤住宅8号棟)

【問い合わせ・②の予約】同上(☎ 29-6800)

### ■市民団体活動を応援します

市民団体などが自主的に実施す る公益的な活動を支援します。 【対象団体】市内を拠点に活動す る市民活動団体など、共通の目的 を持った市民で構成する団体

【対象事業】市民団体などが自ら 実施し、市内の広い範囲に受益が 及ぶもので、新たに取り組む営利 を目的としない事業

【補助金額】補助対象経費の3分 の2以内(限度額30万円)

※1団体につき1事業です。政治・ 宗教・営利団体の活動や他の補助 金などを受けて行う事業は対象に なりません

【申請期限】平成30年1月31日(水) ※先着順で審査・決定し、採択され た事業の補助金総額が本事業の予 算額に達した時点で締め切りま す。申請方法など詳しくは下記へ 【問い合わせ・申請】◆地域づくり 課(☎内線457)

## ■コミュニティFMラジオに 参加しませんか

#### ①花巻市民の歌

「花巻市民の歌」を歌唱または演 奏する団体を募集しています。団体 の活動紹介も併せて放送します。 【放送時間】▶月~金曜日…午前 6時▶土・日曜日…午前6時54分 ②市民伝言板

市民サークルなど、非営利の活 動をしている個人・団体の行事な どの告知に利用できます。放送は エフエムワンのパーソナリティが 行います。

【放送時間】▶月~金曜日…午前 7時22分~7時30分の時間内およ び午後6時30分~44分の時間内▶ 土・日曜日…午後8時45分~8時 54分の時間内

※行政番組「花巻インフォメー ション 内で放送しています (1)②共通

【問い合わせ・申し込み】●秘書政 策課(☎内線440)

### ■市役所本庁

### 窓口時間延長業務を縮小

市役所本庁では毎週木曜日(祝 日を除く)に、午後6時30分まで窓 口業務を延長しています。

下記部署は窓口延長時間内の来 庁者が少ないため、4月27日で窓 口延長を中止します。開庁時間外 に手続きを希望する場合は事前に ご連絡ください。

【窓口延長を中止する部署】地域 福祉課(※)、長寿福祉課、障がい福 补課

※窓口延長中止後、児童手当関係 の手続きは市民登録課で受け付け します(窓口延長時間内のみ)

【問い合わせ】 ◆人事課(☎内線 415)

### ■湯のまちホット交流サービス

高齢者の健康増進と交流を図る ため、温泉施設などでの入湯や休憩 を提供する「湯のまちホット交流 サービス事業 を実施しています。 【利用対象】60歳以上の市民で構 成する4人以上の団体

利用可能な温泉施設や利用方法 などは、◆長寿福祉課、図健康福祉 係などに備え付けているパンフ レットをご覧ください。

※利用者を送迎する運転手や入浴 を介助する人も利用対象となる場 合があります。詳しくは下記へ 【問い合わせ】 ●長寿福祉課(☎内 線515)

## ■4月は全県一斉ニホンジカ 有害捕獲強化期間

農林業被害などの軽減と拡大抑 制のため、岩手県全域で猟銃やわな によるニホンジカの捕獲が集中的 に行われます。山に入る場合は、明 るい服装を心掛け、捕獲用のわなに 触れないように注意してください。 【問い合わせ】農村林務課(☎24-2111内線6278)、園産業係(風☎内 

## ■東北財務局盛岡財務事務所 からのお知らせ

#### ①多重債務相談窓口

借金を抱え、悩んでいる人から の相談に応えます。

【相談窓口】盛岡合同庁舎4階 【受付日時】月~金曜日の午前8 時30分~午後4時30分

※電話での相談は、専用電話(☎ 019-622-1637) ^

【問い合わせ】東北財務局盛岡財 務事務所(☎019-625-3353)

#### ②無料出前講座

地域のコミュニティ活動や各種団 体の勉強会などに伺い、出前講座 を行っています。

【講座内容】▶振り込め詐欺や還付 金詐欺、ヤミ金融などの手口と対策 ▶多重債務に陥らないために など 【問い合わせ】東北財務局 盛岡財 務事務所(☎019-622-1637)

# ■戦後、引き揚げ者から保管 した証券類をお返しします

税関では、戦後、海外からの引き 揚げ者から預かった約86万件の証 券類を保管しています。この証券 類を本人や家族からの返還請求に より、お返しします。

#### 【保管している証券類】

- ▶上陸地の税関・海運局に預けら れた通貨・証券
- ▶帰国前に樺太、満州にあった在外 公館や日本人自治会に預けられた 通貨・証券などのうち日本に返還さ れたもの

【問い合わせ】函館税関大船渡税 関支署(☎0192-26-2326)

#### ■空間放射線量測定結果

【測定結果[3月9日(木)~27日(月) 分](単位:マイクロシーベルト/時)] ①市役所新館前…0.03~0.04 ②田瀬振興センター…0.05~0.07 ※指標を大幅に下回っています 【問い合わせ】●防災危機管理課 (本内線476)

# ■身体障がい者補助犬育成事業

県では、身体に障がいのある人 の自立と社会参加を促進するため、 補助犬育成事業を行っています。

給付を受けるためには一定の要 件があります(重度の障がいがあ り、補助犬の世話および共同訓練 ができるなど)。補助犬をパート ナーとしてご希望の場合は、下記 までご相談ください。

【相談期限】5月1日(月) 【問い合わせ】 ●障がい福祉課(☎ 内線517)

#### ■みんなできれいに

#### ①春の大掃除

普段の掃除などでは行き届かな い場所を重点的に清掃しましょう。 【実施期間】4月10日(月)~14日(金) ②市民総参加早朝一斉清掃

みんなで協力して公共の場所を

きれいにしましょう。 【日時】4月16日(日)、午前6時 ①②共通

線267)、國市民生活係(風雷内線 147、 6 7 内線221、 1 7 内線235)

### ■無料相談をご利用ください

法律や人権、行政、多重債務など の無料相談会を年間を通して開催 しています。日程や会場などは「広 報はなまき |で随時お知らせしま すので、ご利用ください。

- ●実施している相談会と内容
- ▶弁護士法律相談会(予約必要) 法律に関する相談全般
- ▶司法書士法律相談会(予約必要) 相続・贈与、不動産登記、少額訴訟 手続き、金銭賃借問題など法律(民 事)に関する相談全般
- ▶行政書士法律相談会(予約必要) 相続、遺言、会社·法人設立、農地転 用・建設業など官庁の許認可、内容 証明郵便、出入国手続きなどの相談 ▶消費者救済資金貸付相談会(予
- 約必要)

多重債務問題の解決を目的とした 貸し付けなどの相談

- ▶市民生活相談会(人権)(予約不要) 家庭内問題、近隣との争い事、結 婚・離婚の強要や妨害、配偶者によ る暴力、名誉・信用を傷つけられた などの人権に関わる相談
- ▶市民生活相談会(行政)(予約不要) 国の行政機関などのサービスや手 続きについての苦情、要望、意見、 疑問など行政に関わる相談
- ※上記の相談会以外にも、相談員 が随時相談を受け付けています。 また、悪質商法にだまされないた めの出前講座も行っています。詳 しくは下記へ

【問い合わせ・申し込み】◆市民生 活総合相談センター(☎内線459)

	相談名	実施日	時間	会場	申込開始日
	弁護士法律相談	4月5日(水)	10:00~15:00	市民生活総合相談センター(本庁新館1階)	4月4日(火)
	司法書士法律相談	4月12日(水)	13:30~15:30		4月5日(水)
	弁護士法律相談	4月19日(水)	10:00~15:00		4月18日(火)
	消費者救済資金貸付相談	4月20日(木)	13:00~17:00		4月13日(木)
	市民生活 (人権·行政)相談	4月14日(金)	10:00~12:00	市民生活総合相談センター (本庁新館1階)	申し込みは 不要です
				大迫総合支所第2会議室	
				石鳥谷総合支所1階委員会室	
				東和総合支所第3会議室	

- ●申し込みが必要な相談には定員があります(先着順・定員になりしだい) 締め切り)。申し込みは、申込開始日の午前8時30分から相談日前日まで に電話で同相談センターへ
- ●書類作成に係る個別・具体的な相談は受けておりません

2017(H29).4.1 広報はなまき No.259 **2**0